

令和元年（2019年）10月31日

保護者各位

つくば市教育委員会

つくば市指定学校変更（学区外就学・区域外就学）許可について

晩秋の候、保護者の皆様方には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、つくば市教育行政に対しましては、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月18日付「つくば市指定学校変更（学区外就学・区域外就学）許可基準の変更について」でお知らせしましたとおり、令和元年11月1日から「つくば市指定学校変更（学区外就学・区域外就学）許可基準」を変更し、児童生徒数が増える学校については、通学区域以外の地域からの児童生徒の受入れを制限することとなりました。皆様には突然のお知らせとなり、御心配や御不安をおかけし申し訳ありませんでした。

また通知では、「現在、指定学校の変更が承認されている児童生徒については、承認期間終了まで就学が可能です。これから入学するお子様の兄姉が就学している場合等は、学校の変更について柔軟に対応いたします」と明記いたしましたが、承認期間終了後の継続的な就学についてのお問合せも多数ございました。現在、受入れ困難校に在籍している児童については、6年生終了時まで認められている承認期間終了後も、引き続き同じ義務教育学校又は同じ学園内の中学校への就学を御希望される場合には、教育的配慮から児童の希望や思いを第一に考えて柔軟に対応いたしますので、学務課まで個別に御相談ください。

なお、指定学校の変更に際しては、「指定学校変更申立書（学区外）」の提出が必要となりますので、必要事項を記入し学務課へ提出をお願いします。

皆様の御理解、御協力をよろしくお願いします。

<問い合わせ先>

つくば市教育局学務課  
電話：029-883-1111  
(内 4643・4644)